

# アンチ 治安弾圧



秋の国会が危ない！

戦争に直結する治安法

安倍政権のもとで、従来からの共謀罪新設攻撃に加え、治安法分野での新立法の制定・改悪の動きが激しくなっています。こうした動きの背景には、「国なくして人権なし」として、国家安全保

改憲への道、共謀罪・秘密保全法・盗聴法改悪をゆるすな！

障を最優先し、戦争への道に直結する考え方があります。自民党幹事長・石破茂は、「あらゆる基本的人權、個人の権利を侵害から守れるのは、最終的には日本国しかない。国そのものが揺らいだら、『知る権利』などと言っておられなくなるのだ。そういう意味で、『知らせない義務』は『知る権利』に優先するというのが私の考えだ。」と自らの著書で宣言しています。そして、石破の宣言を

実現するために、今、国会に上程されようとしている新たな法律が秘密保全法です。この法律は、「国の存立にとって重要な情報」を新たに「特別秘密」に指定し、「特別秘密」を漏らした人を厳しく罰することなどを規定しようとするものです。また、秘密保全法は、「特別秘密」に関する情報に「不正な」方法でアクセスすることも、「特定取得行為」として処罰の対象にしています。

同時に、その共謀なども犯罪になるとしています。奇しくも、秘密保全法の中に共謀罪が先取りに規定されようとしているのです。さらに、この法律によって「特別秘密」指定のためと称し「国の存立にとって重要な情報」を収集・整理・管理するため労働組合等あらゆる団体及び個人が国による調査の対象とされてしまいます。

組織を強化拡大し、階級的労働運動の発展をめざそう！

**部屋の中の会話を盗聴してもOKって?!**

「取調べの可視化」の問題にこじつけて、盗聴

法改悪の動きが進んでいきます。具体的には盗聴できると、立会い等の手続き

を簡略化し、現行法上では不可能な室内での会話

の盗聴を可能にしようとしているのです。

室内会話盗聴を実行するためには、盗聴対象者の室内に立ち入り、盗聴対象者に知られることなく盗聴器の設置をするこ

とが前提となります。こうした行為は、正当かつ

場所を明示した令状によらなければ住居侵入を受けることのない権利を侵

されない旨規定した憲法三五条に違反することは明らかです。

また、盗聴できる犯罪

対象については、九九年盗聴法成立の際には、反対運動の力を背景に法務省原案を大幅に絞り込ませ、限定させた経過があります。今回の改悪では盗聴できる犯罪対象を九九年法務省原案よりもさらに拡大することが検討されています。

**これは憲法解体の攻撃!**

戦後憲法は人権擁護の配慮がない戦前・戦中の刑事司法制度への反省から、三十一条から四十条まで実に十条にもわたって刑事司法手続きにおける人権尊重等を規定しています。治安法の新設・改悪は、こうした憲法体系に対し実質的な改悪の攻撃です。そして現行憲法を全面的に解体する攻撃と直結しています。

共謀罪新設・秘密保全法定・盗聴法改悪の攻撃阻止! 憲法解体攻撃と真正面から対決しよう!

N支部 K K